

国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第62条第2項の規定に基づき、職員からの給与、労働時間、勤務評定、日常の労働環境及び不利益処分等に関する苦情の申し出及び相談(以下「苦情相談」という。)並びにこれらの問題に適切に対応するための措置に関する必要な事項を定めるものとする。なお、ハラスメントに関するものは、国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程に定めるものとする。</p> <p>(事案の処理)</p> <p>第3条 苦情相談に対応するため、苦情相談員(以下「相談員」という。)及び苦情相談委員会(以下「相談委員会」という。)を置く。</p> <p>2 <u>相談員は、次の各号に掲げる者とし、任期を定めて学長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>各組織及び施設から推薦された者 各2人程度</u></p> <p>(2) <u>その他学長が必要と認める者</u></p> <p>3 <u>前項第1号に規定する相談員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>相談員の氏名、連絡先及び相談の日時等については、Web ページ、学報への掲載、掲示等の方法により周知するものとする。</u></p> <p>5 <u>相談委員会は、第2項に定める相談員をもって組織する。</u></p> <p>6 <u>相談委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。</u></p> <p>7 <u>相談員が苦情相談を受けた場合は、事実関係の確認を行う等適切かつ迅速に対処し、当該問題を解決するように努めるものとする。相談員は、当</u></p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第62条第2項、<u>国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則第55条第2項及び国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則第59条第2項の規定に基づき、職員からの給与、労働時間、勤務評価、日常の労働環境及び不利益処分等に関する苦情の申し出及び相談(以下「苦情相談」という。)並びにこれらの問題に適切に対応するための措置に関する必要な事項を定めるものとする。なお、ハラスメントに関するものは、国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程に定めるものとする。</u></p> <p>(事案の処理)</p> <p>第3条 苦情相談に対応するため、<u>次条に規定する</u>苦情相談員(以下「相談員」という。)及び<u>第5条に規定する</u>苦情相談委員会(以下「相談委員会」という。)を置く。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	

<p><u>該苦情相談の内容等を相談委員会委員長(以下「委員長」という。)に報告、連絡又は相談するものとする。</u></p> <p>8 <u>相談員以外の職員が苦情相談を受けた場合は、当該苦情相談の内容等を相談者の同意を得て、委員長へ報告するものとする。</u></p> <p>9 <u>委員長は、相談員又は前項において苦情相談を受けて職員からの報告、連絡又は相談を受け、必要と認める場合は、当事者等に係る事情聴取等、事実関係の確認を行い、相談委員会を招集した上で当該問題の当事者に対する指導・助言内容について審議し、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めるものとする。委員長は、相談委員会の審議内容について、学長に報告するものとする。</u></p> <p>10 <u>学長は、前項の報告を受け、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(苦情相談員)</p> <p><u>第4条 相談員は、次の各号に掲げる者とし、学長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>農学研究院及び工学研究院から推薦された者 各1人程度</u></p> <p>(2) <u>総務部人事課長</u></p> <p>(3) <u>その他学長が必要と認める者</u></p> <p>2 <u>前項第1号及び第3号に規定する相談員の任期は原則2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、相談員に欠員が生じた場合の補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>相談員の氏名、連絡先については、Web ページ、学報への掲載、掲示等の方法により周知するものとする。</u></p> <p>4 <u>相談員が苦情相談を受けた場合は、事実関係の確認を行う等適切かつ迅速に対処し、当該問題を解決するように努めるものとする。</u></p> <p>5 <u>相談員は、当該苦情相談の内容等を相談委員会委員長(以下「委員長」という。)に報告、連絡又は相談するものとする。</u></p> <p>6 <u>相談員以外の職員が苦情相談を受けた場合は、当該苦情相談の内容等を相談者の同意を得て、委員長へ報告するものとする。</u></p> <p>(苦情相談委員会)</p>	
--	---	--

<p>(相談員等の義務) 第4条 (略) (不利益取扱いの禁止) 第5条 (略) (事務) 第6条 苦情相談に関する事務は、当該関係部局の協力を得て、総務部人事 <u>労務課</u>において処理する。 (雑則) 第7条 (略)</p>	<p>第5条 相談委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) <u>理事(総務・財務担当)</u> (2) <u>総務部長</u> (3) <u>前条第1項各号に規定する相談員</u> (4) <u>その他学長が必要と認める者</u> 2 <u>委員長は前項第1号に規定する者をもって充てる。</u> 3 <u>第1項第4号に規定する委員の任期は原則2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 4 <u>委員長は、相談員又は前条第6項において苦情相談を受けた職員からの報告、連絡又は相談を受け、必要と認める場合は、当事者等に係る事情聴取等、事実関係の確認を行い、相談委員会を招集した上で当該問題の当事者に対する指導・助言内容について審議し、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めるものとする。</u> 5 <u>委員長は、相談委員会の審議内容について、学長に報告するものとする。</u> 6 <u>学長は、前項の報告を受け、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。</u> (相談員等の義務) 第6条 (略) (不利益取扱いの禁止) 第7条 (略) (事務) 第8条 苦情相談に関する事務は、当該関係部局の協力を得て、総務部人事 課において処理する。 (雑則) 第9条 (略)</p>	
---	--	--

附 則(規程第8号)

この規程は平成28年4月1日から施行する。